

平成28年度 事業報告

我が国経済は、全体的にゆるやかな回復傾向で推移をしてみましたが、国際情勢の変化によりグローバル化された社会は影響を受けやすく不安定な状況が続いております。

バス事業におきましては、大都市部を中心に乗合バスの経営環境の改善の動きが続いておりますが、地方の乗合バスは燃料価格の低下が見られるものの人口減少やマイカーの普及により依然厳しい状況が続いています。貸切バス事業は、運賃制度の変更による輸送需要の減少は見られるものの適正運賃の収受と燃料価格の低下により健全な経営に移りつつあります。一方、バス運転者については、団塊世代等の退職があるなかで新規採用の運転者は一定程度確保されていますが、それを上回る退職者が発生するなど非常に厳しい状況が続いております。

昨年1月15日に発生した長野県軽井沢町でのスキーバス事故を踏まえて「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」により「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

総合的な対策を適切かつ確実に取り組むため会員事業者に対して講習会、事故防止委員会等を開催し、貸切バス事業の法令遵守と安全輸送の確保について取り組みを推進してまいりました。

このような状況のなか当協会は、公共交通機関としてのバス事業の社会的使命を自覚し、地域住民の移動手段としての生活交通の確保・維持、利用者利便の向上、環境対策やバリアフリー対策への対応、バスの安全運行対策推進等の事業に取り組んでまいりました。

1. 乗合バス事業

乗合バスは、人口減少と少子高齢化の進展及びマイカーの普及等により輸送需要が落ち込んでいるなか乗合バス各社は利用促進への取り組みを行ってまいりましたが、地域差はあるものの県全体としては利用者の増加には至っていません。

協会では、乗合委員会を定期的で開催し、乗合バスの利便性の向上、利用促進についての検討、バス利用者の利用状況調査、運賃の各種割引制度の動向及び調査、バリアフリー法に対応したノンステップバス導入の推進及び先進バス事業者の視察等を実施しました。

静岡県生活交通確保対策協議会及び各市町で開催される地域公共交通会議等に参加し、地域住民の移動手段の確保、バスの利用実態の把握と利用者の意見等の収集に努めるとともに、バス業界の意見・要望等を行いました。

静岡県バス活性化委員会において高校生を対象として公共交通機関の利用促進を図るための取り組みを継続するとともに静岡県道路交通渋滞対策協議会等に参加し、渋滞対策の取り組み等利用者利便の推進等を図るとともにバス専用レーン、バス優先レーンでの広報活動を通してバスの定時運行の確保を推進しました。

また、道路運送法等関係法令の改正等に関係した情報収集並びに情報提供を関係会員に行いました。

2. 貸切バス事業

貸切バスは、26年4月から運賃制度が変更となり、利用者にはわかりやすくなった制度となりましたが、稼働回数の減少になっているなかで適正運賃の収受を図ってきました。

「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」による「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」では民間指定機関による貸切バス適正化事業が提言され、その団体設立に向け協会としても積極的に取り組みを行ってまいりました。また、協会では平成21年度から実施している貸切バス適正化事業により毎年会員事業者各社を巡回し、運輸安全マネジメントへの取り組み、事業の適正化及び安全運行の確保について適切に指導を行ってまいりました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度が平成23年度から開始され、認定会員の増加に向けて取り組みを推進してまいりましたところ、認定を受けている会員事業者は毎年増加し、平成29年3月では、38社の会員が認定を受け、全国的に見ても当県は多くの会員が認定を受けております。しかし、残念ながら重大事故等の発生により認定の取り消しを受けた会員も発生しました。

一方、訪日外国人のインバウンド輸送は個人旅行の増加と富士山静岡空港利用のチャータ便等の減少によりバス利用者の落ち込みが見受けられました。

また、貸切委員会において関係する道路運送法等関係法令の改正、貸切バス適正化機関、貸切バス事業許可の5年更新制等について関係会員に情報の提供と指導を行いました。

3. 事故防止

昨年1月15日に発生したスキーバス事故と同様なバス事故等の発生を防止するため、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」による制度改正に当たっては、適切にその取り組みが行われるよう事故防止委員会等を活用し会員事業者等に情報提供と指導を行ってまいりました。

また、12月2日及び3月2日に貸切バス事業に係る制度改正説明会が中部運輸局により開催され会員事業者等に対して法令改正に沿った適切な事業運営が行われるよう取り組みました。

一方、全会員を対象に事故防止委員会を年4回定期的に開催し、静岡県警察本部の担当官並びに国土交通省静岡運輸支局の担当官から事故防止に係る講話を受け、事故防止、車内事故防止、飲酒運転の根絶、危険ドラッグ等薬物使用の根絶及び運転者の健康管理体制の強化等バスの安全運行に対する取り組みと意識の向上を図りました。

春、夏、秋、年末の交通安全運動への積極的な取り組み並びに毎年4月から6月の3ヶ月間、安全運転コンクールを実施し優良事業所を表彰することにより、運転者をはじめ関係者への安全運転の取り組みについての意識の高揚を図るとともに、静岡県交通安全計画に基づき策定された交通安全運動基本方針に定める交通事故ゼロの日（毎月10、20、30日）に「交通事故ゼロの日」のマグネットシートを乗合バスの前面等に貼付して交通事故防止の推進を図り、交通安全運動実施期間中において「交通安全運動実施中」の

マグネットシートを乗合バスの前面等に貼付して、交通安全運動の広報を行うとともに交通事故防止の啓発を行いました。

静岡県警察本部からの要請により、乗合バスの車内放送を活用した交通事故抑止対策として自発光式反射材の着用推進に取り組みました。

労働局の労働時間管理適正化指導員制度に取り組み、バス事業者に対して自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保の改善に関する指導を行いました。

4. 地震等安全対策

大規模地震災害を想定して緊急連絡体制に基づく連絡訓練を行うとともに、原子力災害を想定した緊急連絡訓練及び原子力災害時における住民輸送等の緊急輸送について体制の確立を図るよう取り組むとともに事故防止委員会等において会員の理解を図るための取り組みを行いました。

また、事故防止委員会において「バスジャック統一対応マニュアル」を基に緊急時に適確に対応できるよう取り組みを行いました。

5. 環境対策

環境の保全並びに地球温暖化防止を図るため、エコドライブ及びアイドリングストップ活動に取り組みました。また、会員の取り組み意識を高めるため、協会の「省エネルギー運転優秀会員表彰規程」を制定し、28年度は乗合バス部門4事業所、貸切バス部門4事業所を定時総会において表彰し、バスの省エネ運行に関わる関係者の意識の高揚と地球温暖化防止を推進しました。

また、国の「自動車点検整備推進運動」へ取り組み、大気環境の改善を図るため燃費に影響する部位（タイヤ、エアクリーナ等）について自主的点検を行う等、黒煙の排出減少に取り組むとともに、環境負荷の少ない新型の低燃費バスの導入促進を推進しました。

6. 広報

協会のホームページを活用し、協会活動の広報とバス利用者への情報提供を行うとともに利便性の向上を図りました。

また、9月20日「バスの日」のイベントとして、9月16日（金）にJR東海の静岡駅他主要4駅にて日頃のバス利用に感謝するとともに安全で人と環境にやさしいバスの利用促進を図るため、静岡運輸支局、当協会及び会員事業者の職員とバスガイドの総参加者136人によりキャンペーン活動を実施しました。

さらに、新聞等メディア並びにホームページを活用し公共交通機関である乗合バスと貸切バスの利用促進と公共交通機関を利用するときのマナー向上を推進しました。

7. 運輸事業振興助成交付金

「運輸事業の振興の助成に関する法律」が23年8月に施行され、運輸事業振興助成交付金を有効に活用し、輸送の安全の確保（ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、衝突被害軽減ブレーキの設置等）、サービスの改善及

び向上（バスの乗り方教室開催等）、公害防止、地球温暖化の防止等の事業を実施し、輸送力の確保、利用者の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に有効活用できる取り組みを行いました。

8. その他

永年勤続の無事故無違反の優良バス運転者及び優良バスガイドの表彰を行い、公共交通機関であるバスに関わる従業員の業務に対する意識の高揚を図りました。